

西宮市立中央病院応援医師の取扱いに関する要綱

1. この要綱は、中央病院応援医師の応援要請に関し必要な事項を定める。
2. この要綱による応援医師は、次に定めるところによる。
 - (1) 期間（原則として1年）を定めて応援要請する場合、原則として1カ月に半日以上定期的に外来診療等に従事するもの。又は、定期的に宿日直日に病院診療に従事するもの。
 - (2) 一時的に応援要請する場合、手術のほか臨時的に病院診療に従事するもの。
3. 応援医師の要請手続きは、次に定めるところによる。
 - (1) 診療科長が定期的に応援医師を必要とする場合、診療従事予定日より1カ月前までに応援医師要請願を院長に申請し、承認を受ける。
 - (2) 診療科長が臨時的に応援医師を必要とする場合、診療従事予定日より7日前までに応援医師要請願を院長に申請し、承認を受ける。
 - (3) 院長の承認後、診療科長は応援医師に応援業務承諾書及び、次の書類を事務局に提出することを依頼する。ただし、期間を更新する者については、書類の提出は不要とする。
 - (ア) 経歴書
 - (イ) 写真
 - (ウ) 医師免許証の写し
 - (エ) 臨床研修登録証の写し
 - (オ) 保険医登録票の写し
 - (カ) 応援報償費振込口座申出書
 - (4) 診療科長は、診療体制の専門性の充実、応援の必要性を十分考慮したうえで応援医師を要請する。
4. 応援医師に対する報償費は、次に定めるところによる。
 - (1) 報償費は毎月1日から月末までに従事したものについて、勤務をした日の属する月の翌月15日(土曜日、日曜日、祝日に当るときは、順次繰上げた日)に応援医師報償費単価表(別表)に基づき、あらかじめ提出された口座振替申込書に記載された口座の振込により支給する。
 - (2) 別表は、医師確保等の需給関係により変更することができる。

5. この要綱に定めるもののほか必要な事項は院長が定める。

付則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。